



## 日本骨髄バンクの現状（平成 22 年 9 月末現在）

	8 月	9 月	現在数	累計数
ドナー登録者数	3, 297	3, 033	368, 885	477, 286
患者登録者数	227	202	2, 812	31, 205
骨髄移植例数	105	102	-	12, 204

- 20 歳未満のドナー登録者数  
9 月 114 人  
合計 13, 312 人（17 年 3 月～）
- 51 歳以上のドナー登録者数  
9 月新規 100 人  
延長 226 人  
合計 19, 911 人（17 年 9 月～）

■ 9 月の区分別ドナー登録者数：献血ルーム／1,068 人、献血併行型集団登録会／1,757 人、集団登録会／114 人、その他／94 人

■ 骨髄バンクを介して 2 回提供された方（累計数）629 人 ■ DLI（ドナーリンパ球輸注）療法の実施件数（累計数）395 件

■ 国際協力の現状（2010 年 7 月～9 月） 注）数値は速報値のため訂正されることがあります。

- < 海外ドナー → 国内患者 > 移植数 1 件：台湾 1 件 累計移植数：164 件
- < 国内ドナー → 海外患者 > 提供数 1 件：KMDP 1 件 累計提供数：200 件

### 1 臨時理事会・評議員会の開催について

9 月 30 日（木）に臨時理事会・評議員会が開催され、（1）非血縁者間の末梢血幹細胞移植（PBSC T）の導入に伴う寄附行為の改正、（2）同 PBSC T 導入に伴う患者負担金の扱い、（3）公益法人制度改革に対応し、公益財団法人へ移行する際の最初の評議員の選考方法等、について審議が行われ、これらについて全会一致で可決承認されました。

まず、（1）寄附行為の変更については、これは本年 8 月 5 日開催の国の造血幹細胞移植委員会で非血縁者間 PBSC T の導入が確認され、当財団が骨髄バンク事業の一環としてそのあっせん業務を担当することになったことから、PBSC T を財団の事業として寄附行為に規定しようというものです。具体的には、「骨髄（移植）」とあるものは「末梢血幹細胞（移植）」を併せて規定するものです。なお、「骨髄バンク事業」や「骨髄移植推進財団」という名称は既に定着している等の理由から変更しません。厚生労働省への寄附行為変更の認可申請手続きを経て、寄附行為の変更となります。

次に、（2）非血縁者間 PBSC T 導入に伴う患者負担金について。PBSC T を導入すると、コーディネートに新しい行程（PBSC T の説明と提供意思確認）が加わったり、確認検査の検査項目が増えることにより、それ相応の経費が必要となります。しかし財団では、本年度の診療報酬改正の際に増点いただいた中でこれら経費増を吸収し、患者負担金は変更しないものとなりました。また、患者さんから見れば、ドナーから提供された造血幹細胞により移植を受け、治療効果も基本的に同様である点では骨髄移植も PBSC T も同じであり、現在の診療報酬の体系においても骨髄移植と PBSC T は点数に差を設けていないことから、患者負担金の体系は骨髄移植と PBSC T は同一としました。

最後に、（3）公益財団法人へ移行する際の最初の評議員の選考方法等について。公益法人制度改革への対応として、当財団は来年度、組織変更等とともに公益財団法人への移行認定を申請する予定です。新制度においては、評議員会が独自性を持ち、理事や監事を選任できるだけでなく、評議員自らをも選任することとなり、また決算の承認や定款の変更といった重要事項も評議員会が決することとなるため、法人運営において評議員会を公正に機能させることが求められます。そこで最初の評議員の選任が重要となります。これについて当財団では、外部委員 2 名を含めた委員 5 名による「評議員選定委員会」を設置して、評議員の選任を実施するとして、厚生労働省に承認申請することとしました。そして、承認された場合のこの委員会の設置運営規則と委員の選任案が併せて諮られ、可決承認されました。

## 2 非血縁者間末梢血幹細胞移植の導入について

非血縁者間末梢血幹細胞移植が骨髄バンク事業の一環として導入される旨、9月7日付で国から通知されたことを受け、財団では、非血縁者間骨髄移植・採取認定施設宛に末梢血幹細胞採取・移植施設の認定申請に関する書類を送付しました。10月14日現在、12施設から認定の申請があり、順次サイトビジットを行っています。今後も認定施設を拡大していき、当面は限定的な実施になりますが、患者さんとドナーの方が条件を満たした場合には、骨髄移植と末梢血幹細胞移植のいずれかを選択できるようになります。

なお、調整医師の先生方およびPBCCT担当コーディネーターの方々へ、委嘱している業務内容の追加に関する文書を送らせていただきましたので、同封の文書をご確認くださいようお願い申し上げます。

その他の状況について下記のとおりお知らせします。関係者の皆様におかれましては、今後ともご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

### (1) 10月1日より患者登録申請書が2種類になりました

すでに先生方ならびに登録患者さんにはお知らせしておりますが、改めてご案内します。これらの患者登録申請書は今まで通り、財団ホームページからご利用いただけます。

#### ① 骨髄移植のみを希望している場合の申請書

末梢血幹細胞移植の予定が全くなく、骨髄移植のみを希望している場合にご使用ください。

#### ② 骨髄または末梢血幹細胞移植のいずれかを選択する場合の申請書

末梢血幹細胞移植認定診療科で移植を予定している場合や末梢血幹細胞移植認定されていない診療科であっても、今後、少しでも末梢血幹細胞移植を実施する可能性がある場合にご使用ください。登録中の患者さんについては、移植予定診療科が末梢血幹細胞移植診療科として認定された時点で移植調整部から移植方法の希望を伺いますので、お申し出ください。

### (2) 研修について

本年7月から、コーディネーター、コーディネーションスタッフ、地区事務局の方を対象としてPBCCTに関する研修を行っています。11月6日には、コーディネーションスタッフ等を対象として第2回「PBCCTに関する研修会」を実施するとともに、11月から12月かけて、コーディネーター等の本年度第2回の研修を各地区で実施します。

また、説明員を対象とする研修は、11月3日(水)の東京会場から始まり、12月4日(土)まで全国の7会場で実施します。内容は、PBCCTの導入に伴い、来年1月に改訂されるドナー登録のしおり『チャンス』に基づき、ドナー登録会で進行する説明のポイントやQ&Aを中心に実施する予定です。

## 3 骨髄移植推進財団設立 20 周年記念事業

来年、財団法人骨髄移植推進財団は設立 20 周年を迎えます。当財団では、これまでの骨髄バンクの歩みを振り返り、今後より多くの方に骨髄バンクへの理解を深めていただくため、設立 20 周年記念事業準備室を設置して記念事業を推進してまいります。「設立 20 周年記念大会」や「設立 20 周年記念誌」等を予定していますが、具体的な内容については順次お知らせします。



## 4 自治体による緊急雇用対策の活用

以前、沖縄県の取組みについてはご紹介しましたが、埼玉県でも国の緊急雇用対策を活用した骨髄バンク推進事業が始まっています。県が 6 名の説明員を雇用し、埼玉骨髄バンク推進連絡会、日本赤十字社と協力して、9 月 17 日から県内 6 ケ所の献血ルームで骨髄ドナー登録の説明を行なっています。9 月は 17 日からの約半月で、200 名を超える登録者がありました。

## 5 ライオンズデー骨髄バンク推進イベント

骨髄バンク推進月間に入った 10 月 3 日（日）、新宿アルタ前の特設ステージで「ライオンズデー骨髄バンク推進イベント」が開催されました。ミニコンサートやダンスパフォーマンス、元患者さんやドナー経験者の対談などが行われた他、アルタビジョンで骨髄バンクの CM が放映されました。併せて新宿駅東口で行われた献血併行型ドナー登録会では、34 名のドナー登録がありました。

## 6 平成 22 年度コーディネーター養成研修会受講者募集について

一昨年、昨年とコーディネーター養成研修会を実施しましたが、今年度も特に緊急性のある下記の地区においてコーディネーター養成研修会を開催することになりました。健全な社会常識をもたれ、この仕事を社会貢献的にとらえて取り組める方にご応募を募りたいと考えています。コーディネーター養成研修会ではコミュニケーションスキルと、コーディネートに必要な知識を身につけ、受講後、コーディネーターとしての認定を受け、当財団からの委嘱に基づき活動していただくこととなります。皆さまの周囲にコーディネーター養成研修会受講者としてご推薦いただける方がいらっしゃいましたら、是非とも応募のお声かけをお願いします。募集に関する詳細は別紙として添付しています「募集要項」をご参照ください。

<募集概要> （財団ホームページでもご覧になれます。 <http://www.jmdp.or.jp>）

◆募集地域（以下の地域で活動できる方）

関東地区（茨城県、栃木県） 若干名、中部地区（愛知県、石川県） 若干名

◆応募締切：平成22 年12 月16 日（木） 必着

◆応募資格：原則25 歳以上の健康な方で、骨髄バンク事業を理解しコーディネート業務を最優先できる方。ただし、骨髄移植適応患者やその家族、または特定の患者の支援活動をしている方は除きます

（応募者は書類選考後、各地区での実地研修、地区集合研修、試験等を行います）

## 7 財団の会議開催予定

傍聴をご希望の方は、事前に財団事務局総務部までお申し込みください。

	公開・非公開	開催予定
常任理事会	公開・一部非公開	11 月 18 日（木）17:30～ 廣瀬第 1 ビル 2 階会議室



## コーディネーター関係者のコーナー

以下は、調整医師、採取施設、移植施設およびコーディネーターの皆さまを対象としています。

### 8 地区代表協力医師会議・調整医師会議について（報告）

第 72 回日本血液学会学術集会の会期中の 9 月 26 日に、「地区代表協力医師会議」・「調整医師および認定施設連絡責任医師合同会議」が行われました。末梢血幹細胞移植導入後の適格性判定基準や採取マニュアル、コーディネートの流れ等について説明があり、意見交換が行われました。

### 9 インフルエンザの予防接種について

平成 22 年度のインフルエンザワクチンが、これまでの季節性インフルエンザ（A 香港型、B 型）ワクチンと、新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチンが一緒になった 3 価混合ワクチンとなったことから、ドナーおよびコーディネーターのインフルエンザワクチン接種の補助について、下記の通り変更します。なお、対応については、今後の状況により変更されることもあるので、その際は随時ご連絡します。また、ご説明書への反映は次回改訂時とします。地区事務局、コーディネーターは別紙をご参照いただき、ドナーの方にご対応をお願いします。

- ドナーが、骨髄採取日が決定（もしくは内定）後にインフルエンザワクチン接種を受けた時は、財団はその費用の半額を補助します。
- コーディネーターがインフルエンザワクチン接種を受けた時は、その費用（全額）を財団が補助します。
- 接種時期は問いません。（通年）

### 10 ドナー適格性判定基準の見直しについて

平成22年11月1日以降の確認検査・術前健診から、ドナー適格性判定基準の改定を行います。

地区代表協力医師・採取責任医師・調整医師・コーディネーターの皆さまに、「ドナー適格性判定基準（BMT/PBSC T）」と新旧対照表を同封していますのでご確認ください。

今回の改定で追加された以下の項目について、概要を説明します。

#### ① 随時血糖値・空腹時血糖値

空腹時血糖(12 時間以上の絶食)が 126mg/dl 以上、随時血糖が 200mg/dl 以上の場合は、C 判定（不適格）となります。また、随時血糖が 160mg/dl 以上 200mg/dl 未満の場合は、確認検査においては残検体を用いて HbA1c の測定を実施します。HbA1c が 6.5%以上であれば C 判定（不適格）となります。

11月1日の確認検査・術前健診から、すべてのドナーを対象に実施します。確認検査での運用の詳細については、別紙の通知をご参照下さい。

#### ② 総コレステロール

動脈硬化の傾向を判定するため、末梢血幹細胞提供を含むコーディネーター対象のドナーのみ、確認検査時に実施します（従来の骨髄提供のコーディネーターでは実施しませんが、健康診断などで以下の基準に該当する場合は同様の判定となります）。

基準値は以下のとおりです。

- 220mg/dl 以上は、骨髄・末梢血幹細胞提供ともにB（要検討）
- 240mg/dl 以上は、骨髄提供B（要検討）、末梢血幹細胞提供C（不適格）

## 11 末梢血幹細胞移植導入に伴う「骨髄D（絶対不適格）」判定のドナー登録について

末梢血幹細胞移植の導入に伴い、骨髄D（絶対不適格）と判定された場合のドナー登録の運用が変更となります。詳細は別紙資料をご覧ください。

## 12 骨髄または末梢血幹細胞の提供者となられる方へのご説明書・補足事項の送付について

末梢血幹細胞移植導入に伴い、「骨髄または末梢血幹細胞提供者となられる方へのご説明書」および「補足事項」を作成しました。

この「ご説明書」は、「骨髄および末梢血幹細胞提供のコーディネーター」対象となる条件を満たしたドナーの方へお送りします。その他のドナーの方には、現状の「骨髄提供者となられる方へのご説明書」をご使用いただきます。地区代表協力医師・採取責任医師・調整医師・コーディネーターの皆さまに、今号のマンスリーJMDPに同封させていただいています。

※なお、コーディネーターの方々には、地区コーディネーター会議研修会資料として、「ドナー手帳（関係者用）」と「末梢血幹細胞採取・移植に関するQ & A（初版）」を同封しています。各地区の会議研修会当日、ご持参いただきますようお願いいたします。

## 13 「検体保存事業への協力のお願い」および「検体保存事業への協力の意思確認書」の一部改定について

「検体保存事業への協力のお願い」および「検体保存事業への協力の意思確認書」について一部改定を行いました。11月1日（月）以降、改定後の帳票をお送りします。すでに送付済みのものについては、差替えの必要はありません。改定後の帳票見本は今号のマンスリーJMDPに同封しています。

### （1）「検体保存事業への協力のお願い」の変更点

- ①「骨髄移植」という文言を「骨髄移植または末梢血幹細胞移植」や「移植」に変更。
- ②1 ページ目の2つ目の「※」試料化についての説明を現状に合わせて次のように変更。  
「※ここでいう『試料化』とは、検体から細胞やDNAを分離、増殖させて研究に使えるようにすることです。」
- ③2 ページ目「4. 提供していただいたデータ・検体はどんな研究に使われるか」  
・3行目「が多くなること」を削除。  
・4つ目の「※」に「提供して」を追加。  
・6つ目の「※」の研究課題一覧のURLを修正し、ナビゲーションを追加。
- ④「6. 利益・不利益」に「予想される」を追加。
- ⑤「7. 協力されるかどうかはあなたの自由です」3つ目の「※」の「また、データについては特にお申し出のない限り、移植成績やドナーさんの安全性の向上を目的とした統計的研究に、まったく匿名の状態で使用させていただくことがあります。」を削除。

### （2）「検体保存事業への協力の意思確認書」の変更点

- 「6. 利益・不利益」に「予想される」を追加